

### Q 3. 開城工業団地進出企業に対する課税関係について

#### 1. 開城工業団地

黄海北道開城特級市に位置し 2002 年 11 月に工業、貿易、商業、金融、観光地開発を目的に開設され、面積は 66 km<sup>2</sup>、2016 年 2 月 10 日公団が閉鎖されるまで韓国側で 125 社が入居し、従業員も北側で 54,988 人、南側で 820 人(資料:統計サービス記録課)が勤務した。

#### 2. 我が国の課税体系

##### (1) 南北経済協力と税金に対する基本原則

北韓に投資する韓国企業は北韓の外国人税金法などにより各種税金を納付したとしても、その居住国である我が国の税法に従って法人税などの納税義務を負担することが原則である。

ところで憲法第 3 条は「大韓民国の領土は韓半島とその附属島嶼とする」と規定されており、現段階で北韓は祖国の平和的統一のための同伴者としての性格も持っているということが現実である。

上記のように韓国と北韓の関係は国家間の関係でない統一を指向する過程で暫定的に形成される特殊関係として北韓との取引は国家間の取引でない民族内部の取引とみなされ(「南北関係発展に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 2 項)、北韓に投資した韓国企業に対して課税特例を置いたり二重課税を防止するための規定が置かれている。

##### (2) 二重課税防止合意

韓国と北韓当局は租税条約の形式でない合意の形式で二重課税防止のための規定を置いている。OECD モデル租税条約の内容を反映して作成された「南北の間の所得に対する二重課税防止合意書」には居住者の判定基準、固定事業場の判断基準、所得別の源泉地判断基準と課税権配分規定、二重課税防止方法に関する規定などがある。一方、税金の減免又は免除を受けた場合、税金を全部納付したことと認定(合意書第 22 条第 2 項)するというみなし外国納付税額控除制度もある。したがって開城工業地区税金規定などにより法人税などを減免又は免除を受けた場合にはその税金を全部納付したと見て韓国では別途の税金を納付しなくても良い。

##### (3) 開城工業地区に投資した韓国企業に対する課税特例

###### 1) 創業中小企業などに対する税額減免(租税特例制限法第 6 条第 3 項 2 号)

最初に所得が発生した課税年度と次年度、課税年度開始日から 4 年までに発生した所得の 50% (首都圏外地域、青年創業中小企業 100%) を減免する。

この場合、同法で規定している 31 個の減免対象業種を経営する中小企業に該当しなければならないが、国外で成された生産活動の業種分類は製造業でない卸売業で見ることとなり、税額減免を適用できるのかが問題になった。それにより減免を明確にするため、2016 年「租税特例制限法」第 6 条第 3 項第 2 号が既存の「製造業」から「製造業(製造業と類似の事業で大統領令に定める事業を含む)」に改正、また 2017 年 2 月 7 日同法施行令で製造業範囲を新設、さらに 2019 年 3 月 20 日同

法施行規則を一部改正して開城工業地区に所在する業者に製造依頼し製造する事業も製造業に該当して減免対象となることとなった。

2) 雇用創出投資の税額控除(租税特例制限法第 26 条、施行令第 23 条第 18 項)

2017 年 12 月 31 日まで投資した事業用資産に対して

(a) 基本控除(中小企業 3%、中堅企業は首都圏 1%、その他地域 2%)

(b) 追加控除

首都圏 3%(中小企業 6%、中堅企業 5%)、首都圏外 4%(中小企業 7%、中堅企業 6%)

3) 開城工団進出企業の国内復帰に対する税額減免(租税特例制限法第 104 条の 24)

開城工団入居企業が首都圏外に所在する国内代替事業場に移転する場合、5 年間は 100% 減免、その後 2 年間は 50% を減免する。

### 3. 北韓の課税体系

#### (1) 一般的な課税体系

北韓は 1974 年最高人民会議第 5 期第 3 次会議で住民に対する税金制度を完全に廃止した。しかし、北韓に投資する外国投資企業と外国人の場合には、その事業活動内容によって企業所得税、個人所得税、財産税、相続税、取引税、営業税、資源税、都市經營税、自動車利用税を納付しなければならず、国際的な二重課税を防止するために一部国家と OECD モデル租税条約の体系にならった協約を締結している。

#### (2) 外国人投資企業等に特例付与

北韓は現在 29 個の経済特区を置きその地域に投資する外国人投資企業等には課税上の特例制度があり、開城工団は開城工業地区法によって課税特例規定を置いておりこれは税金法と税金規定に優先して適用され、税金種類別に次のとおり課税する。

**開城工業地区の税金種類別の内訳**

区分	納税義務者	課税基準	税率	減免制度	
企業所得税	開城工業地区で所得を得た企業	決算利潤	14% (一般業種)	・奨励・生産部門投資：15年以上運営する企業は利潤発生年度から5年免除、以後3年は50%減免	
			10% (軽工業、下部構造、先端科学等奨励部門)	・サービス部門投資：10年以上運営する企業は利潤発生年度から2年、以後1年50%減免 ・利潤再投資：3年以上運営時再投資分に該当する企業所得税の70%を次年度税金から減免	
個人所得税	開城工業地区に184日以上滞留して所得を得た個人	月報酬額から30%を控除した金額の500USD以上の場合	4~20%	・南北当局協定による所得免除 ・北側の金融機関から受けた貯蓄性預金利子と保険金又は所得免除 ・工業地区に設立された銀行に非居住者預金の利子所得免除	
財産税	毎年1月1日現在開城工業地区内永久建物所有者	建物用途別取得時現地価格	0.1~1%	新しい建物を所有した場合には登録した日から5年間免除	
相続税	開城工業地区内財産を相続した者	税金規定で定めた支出を控除した金額の相続財産額	6~25%	—	
取引税	生産部門の企業	生産物の販売収益金	1~2% (ただし酒、タバコ、その他嗜好品等は15%)	生産製品を南側で搬出するなど他の国に輸出する場合、免除	
營業税	サービス部門企業	商業、金融等部門別奉仕(サービス)収入金と建設物引渡収入金	1~2% (ただし、娯楽部分は7%)	下部構造部門企業免除 (電気、ガス、暖房、上下水道、用水、道路部門)	
地方税	都市経営税	個人及び企業	企業：月労賃総額、個人：月収入総額	0.5%	—
	自動車利用税	毎年1月1日現在開城工業地区内自動車を所有する企業又は個人	自動車種類	3~60 USD	60日以上自動車を使わない者は未使用期間免除

関税免除：開城工業地区内搬出入物資を含んだ南北交易物資は、関税免除

※参考

(1) 南北間の所得に対する二重課税防止の合意書(2000年12月16日作成)

2000年6月15日「南北共同宣言」によって進行される経済交流と協力が国家間でない民族内部の取引であることを確認して所得に対する二重課税を防止するため(全文28条)

(2) 開城工業地区の税金規定

2003年9月18日最高人民会議常任委員会決定第1号として採択(全文86条)